

## 施設の利用率 などが変わります

施設の利用率は10年以上も改定されず、一方では老朽化で、維持管理経費が年々増大しています。施設の運営は利用者負担だけでなく、税金の投入という間接的な形で負担してしまいうことでも成り立っています。利用者の負担は運営経費の5%程度にとどまっています。

今回、公平性の確保という点から利用料の改定をしました。改定にあたり、公募市民や大学教授などで構成する第三者機関で検討し、市でも検討委員会を設置して指針を策定し、パブリックコメントによる意見募集を行うなど検討を重ねてきました。

今後ともコスト削減に努めるとともに、市民の皆さんに利用しやすい施設となるよう運営していきます。改定は10月(綾瀬スポーツ公園第1野球場は5月)からです。施設ごとの利用料は表のとおりです。詳しくは、各施設に問い合わせてください。

施設名	貸出施設	単位	改定後利用料金	改正前利用料金	問い合わせ
中央公民館	実習室、小会議室A・B、会議室、視聴覚室、講習室、講堂A・B	1 H	450円～500円	250円	中央公民館 ☎77・8181
地区センター(全5館)	会議室、小会議室、講堂、学習室、調理室ほか		200円～500円		
寺尾いずみ・南部ふれあい会館	会議室、小会議室、展示室、研修室、多目的ホールほか		400円～500円		
文化会館	大ホール(入場料を徴収しない場合)	3 H	1万8000円～12万4500円	1万2000円～8万3000円	
	小ホール(入場料を徴収しない場合)	12.5 H	6400円～3万7500円	4000円～2万5000円	
	楽屋、リハーサル室等		400円～3750円	200円～2200円	
福祉会館	集会室(全室)、第1・2・3集会室、調理室、学習室1・2・3	1 H	150円～500円	250円	福祉総務課 ☎70・5613
綾北福祉会館	会議室、小会議室、学習室1・2、保育室、休養室、調理室		100円～500円		
リサイクルプラザ	研修室、展示ホール、市民工房室	1 H	200円	無料	リサイクルプラザ ☎76・9522
市民スポーツセンター	団体利用	2 H	550円 ～4950円	440円～3080円	スポーツ課 ☎70・5656
	個人利用		大・小体育室、武道室、多目的室、トレーニング室	大人200円・小人100円	
	団体利用	陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場	600円～2800円	500円～1650円	
	個人利用	陸上競技場 テニスコート、ゲートボール場	150円 大人200円・小人100円	100円 大人200円・小人100円	
本蓼川テニスコート	第1・2テニスコート				
蓼川スポーツ広場	団体利用	運動場	250円	無料	
早川城山多目的広場	団体利用	運動場			
綾瀬スポーツ公園	団体利用	2 H	350円～1850円	550円～1100円	みどり政策課 ☎70・5627
	個人利用	1 H	250円	250円	
	個人利用	2 H	大人250円・小人150円	大人200円・小人100円	
光綾公園	野球場	2 H	1850円	1100円	
	夜間照明施設	1 H	5750円	4000円	
城山・綾南公園	炊事棟(かまど)	1 基	城山2000円・綾南2550円	1500円	

▶利用料の減免 市内在住の中中学生以下の団体や公共的・公益的団体が利用する場合は、5割減額など利用料の減免の見直しをしました。

相談の名称(相談無料)		日時(祝日・振替休日は除く)・相談内容など	問い合わせ
4月の相談	法律相談(弁護士)	3日・10日・17日・24日の各水曜日13時～16時30分(予約は前週の相談日8時30分から)	市民課☎70・5605
	夜間法律相談(弁護士)	11日・25日の各木曜日18時～20時30分(予約は前週の木曜日8時30分から)	
	行政書士相談(行政書士)	1日(月)13時～16時。相続、遺言などに関すること	
	不動産相談(専門相談員)	15日(月)13時～16時。不動産に関すること	
	子育て相談(専門相談員)	毎週月～金曜日9時15分～12時・13時～17時。子育ての悩み、児童虐待について(電話可)	子育て支援課☎70・5664
	障害児者相談(援護施設職員)	毎週月・火・水・金曜日10時～15時。障害児者の生活全般について	障がい福祉課☎70・5623
	成人健康相談	日時・場所は問い合わせてください(生活習慣病などの相談、聴覚の簡易検査希望の方)	保健医療センター☎77・1133
	保健師による心の健康相談	18日(木)10時～11時30分。心の健康相談	
	聴覚相談	4日(木)9時～11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	
	シニアあったか相談(専門相談員)	毎週月曜日10時～15時。一人暮らし高齢者の心配事などについて	高齢介護課☎70・5616
DV専門相談(専門相談員)	5日・12日・19日・26日の各金曜日13時～17時。配偶者などからの暴力について	市民課☎70・5605	
行政相談(行政相談員)	8日(月)13時～16時。国・県・市などの行政に関する意見や苦情		
人権身上相談(人権擁護委員)	8日(月)13時～16時、305会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など		
一般相談	毎週月～金曜日8時30分～12時・13時～17時	保健医療センター☎77・1133	
いきいき健康・食事相談	毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。健康・栄養相談、酒害相談など		
高齢者ヘルスアップ相談	8日(月)10時～11時30分、高齢者福祉会館。健康相談・心の健康相談		
消費生活相談(専門相談員)	月・火・木・金曜日10時～12時・13時～16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可)	消費生活センター☎70・3335	
教育相談	毎週月～金曜日10時～17時。子どもの教育・生活に関する心配事・悩みなど	教育研究所☎79・0222	
青少年相談	毎週月～金曜日9時～17時。子どもの悩み・非行・ひきこもりなど ☎su9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可	青少年相談室☎77・7830	
こどもなんでも相談	毎週月～金曜日13時30分～16時。心身に障害のある乳幼児について	もみの木園☎76・6770	
市長と未来を語る部屋	25日(木)14時～16時。定員4組(1組3人まで)各20分以内。市政全般に関する建設的な提案など。政治・宗教・営業活動は除く。※公務で日程変更する場合があります	政策経営課☎70・5635	